

昭苑こども園 園則(兼運営規程)

(事業所の名称等)

第 1 条 学校法人堀口学園が設置するこのこども園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 幼保連携型認定こども園 昭苑こども園
- (2)所在地 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井1-1-105

(施設の目的及び運営方針)

- 第 2 条 昭苑こども園（以下「本園」という。）は、キリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行いこれらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- 2 本園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するのに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
 - 3 本園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
 - 4 本園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
 - 5 本園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。
 - 6 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(学級の編制)

第 3 条 満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1 学級の園児の数は、3 歳児は 30 人以下、4 歳児・5 歳児は 35 人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(認可定員)

第 4 条 本園の認可定員は175名とし、区分ごとの定員は下記の通りとする。

- (1)子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号に該当する子ども(保育を必要としない満 3 歳以上の子ども。以下、「1 号認定子ども」という。) 60 名
 - (2)子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号に該当する子ども(保育を必要とする満 3 歳以上の子ども。以下、「2 号認定子ども」という。) 65 名
- 及び子ども・子育て支援法第 19 条第 3 号に該当する子ども(保育を必要とする満 3 歳未満の子ども。以下、「3 号認定子ども」という。)48 名。

(利用定員)

第 5 条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第 19 条第 1 項第1号の子ども(保育を必要とする満 3 歳以上の子ども。

以下「1号認定子ども」という。) 60 名

(1) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども(保育を必要とする満 3 歳以上の子ども。

以下「2号認定子ども」という。) 65 名

(2) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども(保育を必要とする満 3 歳未満の子ども。

以下「3号認定子ども」という。)のうち、満 1 歳以上の子ども 36 名

(3) 3号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 12 名

(提供する教育・保育等の内容)

第 6 条 本園は、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 子ども子育て支援法第27号第1項に規定する特定教育・保育

(2) 送迎

(3) 食事の提供

(4) 子育て支援事業

(5) 延長保育事業

(6) 一時預かり事業

(7) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第 7 条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成 18 年 9 月 7 日文部科学省・厚生労働省令第 3 号)第 2 条各項のとおりとする。

(延長保育)

第 8 条 本園は、保育標準時間認定子どもについては7時から7時 30 分まで及び 18 時 30 分から 19 時まで、保育短時間認定子どもについては7時から9時まで又は 17時から19時までの範囲内で、それぞれ保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

(一時預かり事業)

第 9 条 本園は、平日8時30分から16時 30 分まで(土曜日なし)、保護者が、病気や出産、家族の看護等で、緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第 10 条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、職員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、職員数が変動する場合は有り得る。

(1)園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

(2) 副園長 1 名 (常勤専従)

副園長は園長を補佐する。

(3) 主任保育教諭 1 名 (常勤専従)

主任保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(4) 保育教諭 16 名

保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 栄養士 1 名

栄養士は、子どもの発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の乳児食及び3歳以上の幼児食に係る献立の作成を行い、必要に応じ調理に携わる。

(6) 給食調理員 1 名

給食調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 事務員 1 名

事務員は保育料等の集金、集計ほか現金出納、小口現金管理、伝票入力、元帳、財務諸表の作成等、会計経理の事務を行う。

(8) 園バス運転手 2 名

園バス運転手は 1 号認定、2 号認定、満 3 歳以上の 3 号認定の園児バス送迎のため園バスを運転し、園バス送迎に関わる時刻表の作成、園バス整備点検等をする。

(9) 学校医 1 名 (嘱託)

学校医は学校保健安全法施行規則第 22 条に規定されている職務を行う。

(10) 学校歯科医 1 名 (嘱託)

学校歯科医は学校保健安全法施行規則第 23 条に規定されている職務を行う。

(11) 学校薬剤師 1 名 (嘱託)

学校薬剤師は学校保健安全法施行規則第 24 条に規定されている職務を行う。

2 職員の職務は、1 項の定める職務の他、認定こども園法及びその他関係法令の定めるところによる。

(学期と学年)

第 11 条 本園は 1 年を次の 3 学期に分ける。

(1) 第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

(2) 第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

(3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(教育・保育の提供を行う時間)

第 12 条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育に係る標準的な一日の時間(教育時間)

月火木金は 9 時から 14 時まで、水曜日は 9 時から 13 時までを教育時間とする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11 時間)

7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

とする。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8 時間)

9時から 17 時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(教育・保育の提供を行う日)

第 13 条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

- 2 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

- 3 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

- 4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(選考基準)

第 14 条 本園の 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもの選考基準は、酒々井町の定める利用基準を準用し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考する。1 号認定子どもの選考基準は本園で定める。

(休園、退園、転園に関する事項)

第 15 条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の開始と終了に関する事項)

第 16 条

本園は酒々井町の認定をもって教育・保育の提供を開始するものとする。

- 2 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 1 号認定及び 2 号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) 3 号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

- 3 本園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第 17 条 酒々井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第 20 条第 5 号に基づき支給認定保護者から受領する使用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額は以下の通りとする。

対象	費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
教材 2 歳児以上全員	クレヨン	605 円	教育活動の教具として使用	2 月第 2 週 金曜日まで
	お道具箱	540 円		
	ねんど 500g	345 円		
	ねんどケース	345 円		
	ねんど板	495 円		

	ねんどべら	235 円		
教材 3 歳児以上全員	おはようブック 名札 せいさく帳 おたよりケース 防災クッション 同上カバー	360 円 150 円 430 円 290 円 2500 円 550 円		
教材 4 歳児以上全員	ピアノ (鍵盤ハーモニカ)	7110 円		
教材 5 歳児全員	ハーモニカ	1510 円		
教材 全園児	カラー帽子	585 円	屋外での活動で使用	
制服・体操服 3 歳児以上全員	ブレザー ズボン・スカート 長袖ブラウス 半袖ブラウス 冬帽子 夏帽子 遊び着スモック 体操服上 体操ズボン 上履き	7150 円 4950 円 1705 円 1595 円 3300 円 2310 円 1595 円 2695 円 2255 円 1980 円	制服は通園及び行事等で使用。体操服は遊び着として運動時等に使用。	
給食代	1 号認定	1 食 308 円	1 号認定は給食を週 5(月～金)、週 3 回(月水金)、または週 5 回お弁当持参のいずれかを選択し、給食はその月に食べる予定回数×308 円を事前に集金。	月末集金袋 配布より 3 日 以内
	2 号認定	主食代 1500 円/月		
バス代 (希望者のみ)	町内在住児	2600 円/月		月末集金袋 配布より 3 日 以内
	町外在住児	3700 円/月		
卒園積立金	5 歳児のみ全員	1700 円/月	年度末お別れ会及び卒園アルバム作成費用として	年 2 回分割 または月払
年間保険料 (全園児)	共済掛金費	375 円	園内での事故発生時の賠償責任保険	入園式後 3 日以内
布団乾燥代	2・3号認定	300 円/月	寝具の清潔を保つため	月末集金袋 配布より 3 日 以内
特色ある教育のための月特定負担額	1・2 号認定	1000 円/月	昭苑こども園ならではの教育・保育の質の向上に向けた取り組みのため。鼓隊、日舞指導、バスハイク、行事の外部会場使用料等	月末集金袋 配布より 3 日 以内

3 延長保育の料金は以下のとおりとする。

区分	料金	備考
月～金	30 分、月額 600 円	
土	30 分、月額 150 円	2 号認定、3 号認定の保育短時間の方

4 一時預かり保育の料金は以下のとおりとする。

対象	半日	1 日	備考
0～2 歳児	1,200 円	2,400 円	半日 8:30～12:30、 12:30～16:30 1 日 8:30～16:30
3～5 歳児	600 円	1,200 円	

・延長可能時間： 7:30～8:30、16:30～18:30

・延長料金： 150 円/30 分(ただし、午前と午後の時間の合算はしない)

(緊急時における対応方法)

第 18 条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、酒々井町、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 19 条 本園は認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法及び運営基準第 32 条の規定により、市町村、保護者等への連絡、警察署その他関係機関との連携を図る。

2 本園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第 4 項において「計画等」という。)を作成することとする。

3 園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。

4 本園は、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

5 本園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 20 条 本園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 21 条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 酒々井町の運営に関する基準を定める条例に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(苦情対応について)

第 22 条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

(自己評価について)

第 23 条 本園は教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

2. 保育教諭等の自己評価及び保育園の自己評価については年1回は行い、保育園の自己評価については、その結果を公表する。

(第三者評価について)

第 24 条 本園は第三者評価事業を5年を目安に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第 25 条 本園は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2. 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。
また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

附則 この園則は平成30年4月1日から昭苑幼稚園及び昭苑保育園の旧園則を全面改定し、実施する。